〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環1	環境生活部	環境政策課	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施確保等に関する法律	ﾄｸﾃｲｾｲﾋﾝﾆｶｶﾜﾙﾌﾛﾝﾙｲﾉｶｲｼｭｳｵﾖﾋﾞﾊｶｲﾉｼﾞｯｼｶｸﾎﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	28（17-1準用）	第二種特定製品引取業者の登録の取り消し及び業務の全部又は一部の停止命令	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第28条（第17条第１項の準用）	30202	
5法_環2	環境生活部	環境政策課	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施確保等に関する法律	ﾄｸﾃｲｾｲﾋﾝﾆｶｶﾜﾙﾌﾛﾝﾙｲﾉｶｲｼｭｳｵﾖﾋﾞﾊｶｲﾉｼﾞｯｼｶｸﾎﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	33-1（17-1、2準用）	第二種フロン類回収業者の登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第33条第１項及び第２項（第１７条第1項の準用）	30203	
5法_環3	環境生活部	環境政策課	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	ﾌﾛﾝﾙｲﾉｼｮｳﾉｺﾞｳﾘｶｵﾖﾋﾞｶﾝﾘﾉﾃｷｾｲｶﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	35-1	第一種フロン類充塡回収業者の登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第35条第1項	30201	
5法_環4	環境生活部	環境政策課	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外認定に係る規則	ﾌﾛﾝﾙｲﾉｼｮｳﾉｺﾞｳﾘｶｵﾖﾋﾞｶﾝﾘﾉﾃｷｾｲｶﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂｼｺｳｷﾘｸﾀﾞｲ49ｼﾞｮｳﾉｷﾃｲﾆﾓﾄﾂﾞｸﾀﾞｲｲｯｼｭﾌﾛﾝﾙｲｼﾞｭﾃﾝｶｲｼｭｳｷﾞｮｳｼｬﾉﾋﾜﾀｷﾞﾑﾉﾚｲｶﾞｲﾆﾝﾃｲﾆｶｶﾜﾙｷﾘｸ	7-1	第一種フロン類充塡回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者の認定の取消し	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の規定に基づく第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外認定に係る規則第7条第1項	30204	
5法_環5	環境生活部	環境対策課	工業用水法	ｺｳｷﾞｮｳﾖｳｽｲﾎｳ	13	地下水採取の許可の取消、地下水採取の停止	「工業用水法の施行について（昭和46年7月19日付け環水企8・46企局891)」	30419	
5法_環6	環境生活部	環境対策課	工業用水法	ｺｳｷﾞｮｳﾖｳｽｲﾎｳ	14	緊急的な地下水採取の制限	「工業用水法の施行について（昭和46年7月19日付け環水企8・46企局891)」	30420	
5法_環7	環境生活部	環境対策課	湖沼水質保全特別措置法	ｺｼｮｳｽｲｼﾂﾎﾋﾞﾝﾄｸﾍﾞﾂｿﾁﾎｳ	8	湖沼特定事業場に係る計画変更命令	平成22年5月21日宮城県告示第534号	30438	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環8	環境生活部	環境対策課	湖沼水質保全特別措置法	ｺｼｮｳｽｲｼﾂﾎﾎﾞｾﾞﾝﾄｸﾍﾞﾂｿﾁﾎｳ	10	湖沼特定事業場に係る改善命令	平成22年5月21日宮城県告示第534号	30439	
5法_環9	環境生活部	環境対策課	湖沼水質保全特別措置法	ｺｼｮｳｽｲｼﾂﾎﾎﾞｾﾞﾝﾄｸﾍﾞﾂｿﾁﾎｳ	20-2	指定施設の改善命令	湖沼水質保全特別措置法第十九条の規定に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例（平成14年宮城県条例第80号）	30440	
5法_環10	環境生活部	環境対策課	湖沼水質保全特別措置法	ｺｼｮｳｽｲｼﾂﾎﾎﾞｾﾞﾝﾄｸﾍﾞﾂｿﾁﾎｳ	22	準用指定施設の改善命令	湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和60年政令第37号）第10条 湖沼水質保全特別措置法第十九条の規定に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例（平成14年宮城県条例第80号）	30441	
5法_環11	環境生活部	環境対策課	水質汚濁防止法	ｽｲｼﾂｵﾀﾞｸﾎﾞｳｼﾎｳ	8	特定事業場に係る計画変更命令	対象：知事が締結する公害の防止に関する協定においてその対象とされた特定事業場に係るものに限る 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号） 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月21日環境庁告示39号）	30412	
5法_環12	環境生活部	環境対策課	水質汚濁防止法	ｽｲｼﾂｵﾀﾞｸﾎﾞｳｼﾎｳ	8	特定事業場に係る計画変更命令	対象：知事が締結する公害の防止に関する協定においてその対象とされた特定事業場に係るものを除く 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号） 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月21日環境庁告示39号）	30413	
5法_環13	環境生活部	環境対策課	水質汚濁防止法	ｽｲｼﾂｵﾀﾞｸﾎﾞｳｼﾎｳ	13-1	特定事業場に係る改善命令	対象：知事が締結する公害の防止に関する協定においてその対象とされた特定事業場に係るものに限る 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）	30414	
5法_環14	環境生活部	環境対策課	水質汚濁防止法	ｽｲｼﾂｵﾀﾞｸﾎﾞｳｼﾎｳ	13-1	特定事業場に係る改善命令	対象：知事が締結する公害の防止に関する協定においてその対象とされた特定事業場に係るものを除く 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）	30415	
5法_環15	環境生活部	環境対策課	水質汚濁防止法	ｽｲｼﾂｵﾀﾞｸﾎﾞｳｼﾎｳ	13の2	特定地下浸透水の浸透の停止命令	水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月21日環境庁告示39号）	30416	
5法_環16	環境生活部	環境対策課	水質汚濁防止法	ｽｲｼﾂｵﾀﾞｸﾎﾞｳｼﾎｳ	14の2-4	事故時の応急措置命令	「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成8年10月1環境管第275号）	30417	
5法_環17	環境生活部	環境対策課	水質汚濁防止法	ｽｲｼﾂｵﾀﾞｸﾎﾞｳｼﾎｳ	14の3	地下水の水質の浄化に係る措置命令等	水質汚濁防止法施行規則第9条の3 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について（平成8年10月1日環水管第275号）	30417の2	
5法_環18	環境生活部	環境対策課	水質汚濁防止法	ｽｲｼﾂｵﾀﾞｸﾎﾞｳｼﾎｳ	18	緊急時の措置命令	水質汚濁防止法施行令第６条	30418	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環19	環境生活部	環境対策課	ダイオキシン類対策特別措置法	ﾀﾞｲｵｷｼﾝﾙｲﾀｲｻｸﾄｸﾍﾞﾂｿﾁﾎｳ	15	特定施設に係る計画変更命令	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2（平成11年総理府令第67号）	30421	
5法_環20	環境生活部	環境対策課	ダイオキシン類対策特別措置法	ﾀﾞｲｵｷｼﾝﾙｲﾀｲｻｸﾄｸﾍﾞﾂｿﾁﾎｳ	22-1	排出者に係る改善命令	ダイオキシン類対策特別措置法第8条（平成11年法律105号） ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2（平成11年総理府令第67号）	30422	
5法_環21	環境生活部	環境対策課	ダイオキシン類対策特別措置法	ﾀﾞｲｵｷｼﾝﾙｲﾀｲｻｸﾄｸﾍﾞﾂｿﾁﾎｳ	23-3	特定施設に係る事故時の措置命令	ダイオキシン類対策特別措置法の施行について（平成12年1月12日環企企11号・環保安6号・環大企11号・環大規5号・環水企14号・環水管1号・環水規5号・環水土7号）	30423	
5法_環22	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	9	ばい煙発生施設の計画の変更命令等	届出に係るばい煙発生施設がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき	30402	
5法_環23	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	14-１	ばい煙発生施設の改善命令等	ばい煙排出者が、ばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき	30403	
5法_環24	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	17-3	事故の拡大・再発防止命令	ばい煙発生施設又は特定施設について故障等の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出され、周辺区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき	30404	
5法_環25	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	17の8	揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令等	届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるとき	30405	
5法_環26	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	17の11	揮発性有機化合物排出施設の改善命令等	揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるとき	30406	
5法_環27	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	18の4	一般粉じん発生施設の基準適合命令等	一般粉じん発生施設について、環境省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき	30407	
5法_環28	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	18の8	特定粉じん発生施設の計画の変更命令等	届出に係る特定粉じん発生施設が、敷地境界基準に適合しないと認めるとき	30407の2	
5法_環29	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	18の11	特定粉じん発生施設の改善命令等	特定粉じん排出が排出し、又は飛散させる特定粉じんの大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるとき	30407の3	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環30	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	18の18	特定粉じん排出等作業の計画の変更命令等	届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が、作業基準に適合しないと認めるとき	30408	
5法_環31	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	18の21	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令等	届出に係る特定粉じん排出等作業が作業基準を遵守していないと認めるとき	30409	
5法_環32	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	18の31	水銀排出施設の計画の変更命令等	届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度が排出基準に適合しないと認めるとき	30407の4	
5法_環33	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	18の34-2	水銀排出施設の改善命令等	水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に敵同士内水銀等を継続して大気中に肺SY津すると認められ勧告を受けた者がその勧告に従わないとき	30407の5	
5法_環34	環境生活部	環境対策課	大気汚染防止法	ﾀｲｷｵｾﾝﾎﾞｳｼﾎｳ	23-2	ばい煙量減少・施設使用制限	大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合となったとき	30410	
5法_環35	環境生活部	環境対策課	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	ﾄｸﾃｲｺｳｼﾞｮｳﾆｵｹﾙｺｳｶﾞｲﾎﾞｳｼｿｼｷﾉｾｲﾋﾞﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	10	公害防止統括者等の解任命令	公害防止統括者等が大気汚染防止法等に基づく命令の規定に違反したとき	30411	
5法_環36	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	3-3	有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことの土地所有者への通知	土壌汚染対策法第3条第3項 土壌汚染対策法施行規則第17条 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」 （平成31年３月１日環水大土発第1903015号）	30423の2	
5法_環37	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	3-4	未報告への報告命令 虚偽報告への是正命令	土壌汚染対策法第3条第4項	30424	
5法_環38	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	3-8	ただし書確認に係る土地の形質変更時の調査命令	土壌汚染対策法第3条第8項 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」 （平成31年３月１日環水大土発第1903015号）	30425	
5法_環39	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	4-3	形質変更時の調査命令	土壌汚染対策法施行規則第26条 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」 （平成31年３月１日環水大土発第1903015号）	30426	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環40	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	5-1	健康被害が生じるおそれのある土地の調査命令	土壌汚染対策施行令第3条 土壌汚染対策施行規則第28条、第29条、第30条 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年３月１日環水大土発第1903015号）	30427	
5法_環41	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	7-1	汚染除去等計画を提出すべきことの指示	土壌汚染対策法第7条第1項	30428	
5法_環42	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	7-2	汚染除去等計画を提出すべきことの命令	土壌汚染対策法第7条第2項	30428の2	
5法_環43	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	7-4	汚染除去等計画変更命令	土壌汚染対策法第7条第4項 土壌汚染対策法施行規則第39条、第40条、第41条、別表第８ 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年３月１日環水大土発第1903015号）	30428の3	
5法_環44	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	7-8	実施措置を講ずべきことの命令	土壌汚染対策法第7条第8項	30428の4	
5法_環45	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	12-5	形質変更計画変更命令	土壌汚染対策法施行規則第53条 平成31年１月29日環境省告示第５号 平成23年７月８日環境省告示第54号 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年３月１日環水大土発第1903015号）	30429	
5法_環46	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	16-4	汚染土壌搬出計画変更命令	土壌汚染対策法第16条第4項 土壌汚染対策法施行規則第65条 「汚染土壌の運搬に関する基準について」（平成31年３月１日環水大土発第1903017号）	30430	
5法_環47	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	19	汚染土壌の適正な運搬・処理の措置命令	土壌汚染対策法第17条、第19条 土壌汚染対策法施行規則第65条 「汚染土壌の運搬に関する基準について」（平成31年３月１日環水大土発第1903017号）	30431	
5法_環48	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	24	汚染土壌処理業者への改善命令	土壌汚染対策法第22条第6項 汚染土壌処理業に関する省令第5条 「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成31年３月１日環水大土発第1903018号）	30432	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環49	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	25	汚染土壌処理業者への許可取消、事業停止命令	土壌汚染対策法第22条第3項、第25条 汚染土壌処理業に関する省令第4条 「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成31年３月１日環水大土発第1903018号）	30433	
5法_環50	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	27-2	汚染土壌処理業者への汚染拡大防止等の措置命令	土壌汚染対策法第27条 汚染土壌処理業に関する省令第13条	30434	
5法_環51	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	36-3	指定調査機関への改善命令	土壌汚染対策法第36条、第3条第1項、第16条第1項 土壌汚染対策法施行規則第2条～第15条、第59条～第59条の３ 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年３月１日環水大土発第1903015号）	30435	
5法_環52	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	39	指定調査機関への適合命令	土壌汚染対策法第39条、第31条 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第2条	30436	
5法_環53	環境生活部	環境対策課	土壌汚染対策法	ﾄﾞｼﾞｮｳｵｾﾝﾀｲｻｸﾎｳ	42	指定調査機関への指定取消	土壌汚染対策法第42条、第30条 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第4条、第18条～第20条	30437	
5法_環54	環境生活部	自然保護課	森林法	ｼﾝﾘﾝﾎｳ	10の3	開発行為の中止、復旧命令	・森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第10条の3	30601	
5法_環55	環境生活部	自然保護課	森林法	ｼﾝﾘﾝﾎｳ	10の2-2	開発許可の取り消し	宮城県林地開発許可制度実施要綱（平成12年4月1日施行）第15条 林地開発行為に係る行政処分の基準及び公表に関する指針（令和4年4月1日施行）第３条	30602	
5法_環56	環境生活部	自然保護課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	ﾁｮｳｼﾞｭｳﾉﾎｺﾞｵﾖﾋﾞｼｭﾘｮｳﾉﾃｷｾｲｶﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	50	不正受験者の受験停止、合格取消	「鳥獣保護及狩猟二関スル法律の一部を改正する法律の施行について」昭和54年4月16日環自鳥第47号	30603	
5法_環57	環境生活部	自然保護課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	ﾁｮｳｼﾞｭｳﾉﾎｺﾞｵﾖﾋﾞｼｭﾘｮｳﾉﾃｷｾｲｶﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	52	狩猟免許の取消	「狩猟法の一部を改正する法律の施行について昭和38年7月22日38林野造第1355号」	30604	
5法_環58	環境生活部	自然保護課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	ﾁｮｳｼﾞｭｳﾉﾎｺﾞｵﾖﾋﾞｼｭﾘｮｳﾉﾃｷｾｲｶﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	46	狩猟免状の記載事項の変更、再交付	「狩猟法の一部を改正する法律の施行について昭和38年7月22日38林野造第1356号」	30605	
5法_環59	環境生活部	自然保護課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	ﾁｮｳｼﾞｭｳﾉﾎｺﾞｵﾖﾋﾞｼｭﾘｮｳﾉﾃｷｾｲｶﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	63	狩猟者登録の抹消	「鳥獣保護及狩猟二関スル法律の一部を改正する法律の施行について」昭和54年4月16日環自鳥第47号	30606	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環60	環境生活部	自然保護課	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	ﾁｮｳｼﾞｭｳﾉﾎｺﾞｵﾖﾋﾞｼｭﾘｮｳﾉﾃｷｾｲｶﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	30	県指定鳥獣保護区特別保護地区内行為の中止又は原状回復若しくは代替措置	宮城県鳥獣保護区特別保護地区内行為許可取扱要領	30607	
5法_環61	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	化製場等に関する法律	ｶｾｲｼﾞｮｳﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	6の2	化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備又は措置の改善命令	化製場等に関する法律第６条の２	30716	
5法_環62	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	化製場等に関する法律	ｶｾｲｼﾞｮｳﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	7	化製場又は死亡獣畜取扱場の許可取消、使用の制限又は使用禁止	化製場等に関する法律第７条	30717	
5法_環63	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	化製場等に関する法律	ｶｾｲｼﾞｮｳﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	8	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の構造設備又は措置の改善命令	化製場等に関する法律第８条（第６条の２の準用）	30718	
5法_環64	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	化製場等に関する法律	ｶｾｲｼﾞｮｳﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	8	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の許可取消、使用の制限又は使用禁止	化製場等に関する法律第８条（第７条の準用）	30719	
5法_環65	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	化製場等に関する法律	ｶｾｲｼﾞｮｳﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	9－5	動物飼養施設の構造設備又は措置の改善命令	化製場等に関する法律第９条第５項（第６条の２の準用）	30720	
5法_環66	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	化製場等に関する法律	ｶｾｲｼﾞｮｳﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	9－5	動物飼養施設の許可取消、使用の制限又は使用禁止等	化製場等に関する法律第９条第５項（第７条の準用）	30721	
5法_環67	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	クリーニング業法	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞｷﾞｮｳﾎｳ	9	業務の停止命令	業務従事者等が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるとき	30746	
5法_環68	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	クリーニング業法	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞｷﾞｮｳﾎｳ	１０の２	施設の構造設備等の措置命令	クリーニング業法第3条、第3条の2第2項又は第4条の規定に違反すると認めるとき	30747	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環69	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	クリーニング業法	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞｷﾞｮｳﾎｳ	１１	営業停止命令	クリーニング業法第10条の2の措置命令に従わないとき	30748	
5法_環70	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	クリーニング業法	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞｷﾞｮｳﾎｳ	１２	クリーニング師の免許取消	クリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたとき。	30749	
5法_環71	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	ｹﾝﾁｸﾌﾞﾂﾆｵｹﾙｴｲｾｲﾃｷｶﾝｷｮｳﾉｶｸﾎﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	12	特定建築物の改善命令､使用停止、使用制限	建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の施行について（昭和46年環衛発44号）第７	30708	
5法_環72	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	ｹﾝﾁｸﾌﾞﾂﾆｵｹﾙｴｲｾｲﾃｷｶﾝｷｮｳﾉｶｸﾎﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	12の4	業登録の取消し	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成14年3月26日健衛発第0326001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第３	30709	
5法_環73	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	興行場法	ｺｳｷﾞｮｳｼﾞｮｳﾎｳ	6	営業許可の取消 営業の停止命令	・興行場法第2条第2項で定める構造設備の基準に適合しないとき ・興行場法第3条第1項の規定に違反したとき	30744	
5法_環74	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	公衆浴場法	ｺｳｼｭｳﾖｸｼﾞｮｳﾎｳ	7	営業許可の取消 営業の停止命令	・公衆浴場法第2条第4項により附した条件に違反したとき ・公衆浴場法第3条第1項の規定に違反したとき	30745	
5法_環75	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	住宅宿泊事業法	ｼﾞｭｳﾀｸｼｭｸﾊｸｼﾞｷﾞｮｳﾎｳ	１５	住宅宿泊事業者に対する措置命令	住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき。	30743の2	
5法_環76	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	住宅宿泊事業法	ｼﾞｭｳﾀｸｼｭｸﾊｸｼﾞｷﾞｮｳﾎｳ	１６－１	住宅宿泊事業者に対する業務停止命令	住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業に関し､法令又は業務改善命令に違反したとき。	30743の3	
5法_環77	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	住宅宿泊事業法	ｼﾞｭｳﾀｸｼｭｸﾊｸｼﾞｷﾞｮｳﾎｳ	１６－２	住宅宿泊事業者に対する業務廃止命令	住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業に関し､法令､業務改善命令､業務停止命令に違反した場合であって､他の方法により監督の目的を達成することができない場合	30743の4	
5法_環78	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	住宅宿泊事業法	ｼﾞｭｳﾀｸｼｭｸﾊｸｼﾞｷﾞｮｳﾎｳ	４１－２	住宅宿泊管理事業者に対する業務改善命令	住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき。	30743の5	
5法_環79	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	ｼｮｸﾁｮｳｼｮﾘﾉｼﾞｷﾞｮｳﾉｷｾｲｵﾖﾋﾞｼｮｸﾁｮｳｹﾝｻﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	8	事業の許可取消 停止命令	食鳥処理の事業に関する規制及び食鳥検査に関する法律　第8条	30737	
5法_環80	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	ｼｮｸﾁｮｳｼｮﾘﾉｼﾞｷﾞｮｳﾉｷｾｲｵﾖﾋﾞｼｮｸﾁｮｳｹﾝｻﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	9	食鳥処理場の整備改善命令等	食鳥処理の事業に関する規制及び食鳥検査に関する法律施行規則　第２条の２　別表1､2	30738	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環81	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	ｼｮｸﾁｮｳｼｮﾘﾉｼﾞｷﾞｮｳﾉｷｾｲｵﾖﾋﾞｼｮｸﾁｮｳｹﾝｻﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	13	食鳥処理衛生管理者の解任命令	食鳥処理の事業に関する規制及び食鳥検査に関する法律　第15条 食鳥処理の事業に関する規制及び食鳥検査に関する法律施行規則　第28条	30739	
5法_環82	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	ｼｮｸﾁｮｳｼｮﾘﾉｼﾞｷﾞｮｳﾉｷｾｲｵﾖﾋﾞｼｮｸﾁｮｳｹﾝｻﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	16－6	食鳥処理衛生管理者の解任命令	食鳥処理の事業に関する規制及び食鳥検査に関する法律　第16条 食鳥処理の事業に関する規制及び食鳥検査に関する法律施行規則　第29条　第30条	30740	
5法_環83	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	ｼｮｸﾁｮｳｼｮﾘﾉｼﾞｷﾞｮｳﾉｷｾｲｵﾖﾋﾞｼｮｸﾁｮｳｹﾝｻﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	20－１	食鳥のと殺、脱羽又は内臓摘出の禁止等	食鳥処理の事業に関する規制及び食鳥検査に関する法律施行規則　第３３条　別表７、8、9、10	30741	
5法_環84	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食品衛生法	ｼｮｸﾋﾝｴｲｾｲﾎｳ	59	回収命令 廃棄命令 営業許可取消 営業禁止 営業停止等	食品衛生法（昭和２２年１２月２４日法律第２３３号）第５９条 食品衛生法等取扱規程（昭和２９年3月２６日宮城県訓令甲第７号）第６条、第７条、第８条、第９条、第１０条	30701	
5法_環85	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食品衛生法	ｼｮｸﾋﾝｴｲｾｲﾎｳ	60	営業許可取消 営業禁止 営業停止等	食品衛生法（昭和２２年１２月２４日法律第２３３号）第６０条 食品衛生法等取扱規程（昭和２９年3月２６日宮城県訓令甲第７号）第６条、第７条、第８条、第９条、第１０条	30702	
5法_環86	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食品衛生法	ｼｮｸﾋﾝｴｲｾｲﾎｳ	61	改善命令 営業許可取消 営業禁止 営業停止等	食品衛生法（昭和２２年１２月２４日法律第２３３号）第６１条 食品衛生法等取扱規程（昭和２９年3月２６日宮城県訓令甲第７号）第６条、第７条、第８条、第９条、第１０条	30703	
5法_環87	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食品衛生法	ｼｮｸﾋﾝｴｲｾｲﾎｳ	68-1	回収命令 廃棄命令 営業許可取消 営業禁止 営業停止等	食品衛生法（昭和２２年１２月２４日法律第２３３号）第６８条第１項 食品衛生法施行規則（昭和２３年７月１３日厚生省令第23号）第７８条 食品衛生法等取扱規程（昭和２９年3月26日宮城県訓令甲第７号）第６条、第７条、第８条、第９条、第１０条	30704	
5法_環88	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食品衛生法	ｼｮｸﾋﾝｴｲｾｲﾎｳ	68-2	回収命令 廃棄命令 営業許可取消 営業禁止 営業停止等	食品衛生法（昭和２２年１２月２４日法律第２３３号）第６２条第２項 食品衛生法等取扱規程（昭和２９年3月26日宮城県訓令甲第７号）第６条、第７条、第８条、第９条、第１０条	30705	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環89	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	食品衛生法	ｼｮｸﾋﾝｴｲｾｲﾎｳ	68-3	回収命令 廃棄命令 営業許可取消 営業禁止 営業停止等	食品衛生法（昭和２２年１２月２４日法律第２３３号）第６３条第３項 食品衛生法等取扱規程（昭和２９年３月26日宮城県訓令甲第７号）第６条、第７条、第８条、第９条、第１０条	30706	
5法_環90	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	製菓衛生師法	ｾｲｶｴｲｾｲｼﾎｳ	8	製菓衛生師の免許の取消	法第8条	30707	
5法_環91	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	ｾｲｶﾂｴｲｾｲｶﾝｹｲｴｲｷﾞｮｳﾉｳﾝｴｲﾉﾃｷｾｲｶｵﾖﾋﾞｼﾝｺｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	11	適正化規定の変更命令及び認可の取消	法第１３条、第５８条第２、３項	30710	
5法_環92	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	ｾｲｶﾂｴｲｾｲｶﾝｹｲｴｲｷﾞｮｳﾉｳﾝｴｲﾉﾃｷｾｲｶｵﾖﾋﾞｼﾝｺｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	14の10－3	組合協約の変更命令及び認可の取り消し	適正化規定の変更命令及び認可の取り消しに準ずる。	30711	
5法_環93	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	ｾｲｶﾂｴｲｾｲｶﾝｹｲｴｲｷﾞｮｳﾉｳﾝｴｲﾉﾃｷｾｲｶｵﾖﾋﾞｼﾝｺｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	52の3	組合の解散命令	法第５条、第２２条第２項、第６２条の２	30712	
5法_環94	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	ｾｲｶﾂｴｲｾｲｶﾝｹｲｴｲｷﾞｮｳﾉｳﾝｴｲﾉﾃｷｾｲｶｵﾖﾋﾞｼﾝｺｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	57の7	指導センターの改善命令	財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要と認められるとき	30713	
5法_環95	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	ｾｲｶﾂｴｲｾｲｶﾝｹｲｴｲｷﾞｮｳﾉｳﾝｴｲﾉﾃｷｾｲｶｵﾖﾋﾞｼﾝｺｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	57の8	指導センター指定取消	改善命令に違反したとき	30714	
5法_環96	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	ｾｲｶﾂｴｲｾｲｶﾝｹｲｴｲｷﾞｮｳﾉｳﾝｴｲﾉﾃｷｾｲｶｵﾖﾋﾞｼﾝｺｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	52の10-1	小組合の解散命令	組合の解散命令に準ずる	30715	
5法_環97	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ﾄﾞｳﾌﾞﾂﾉｱｲｺﾞｵﾖﾋﾞｶﾝﾘﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	19	第一種動物取扱業者の登録の取消し及び業務の停止命令	動物の愛護及び管理に関する法律第１９条	30722	
5法_環98	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ﾄﾞｳﾌﾞﾂﾉｱｲｺﾞｵﾖﾋﾞｶﾝﾘﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	22の6	犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出命令	動物の愛護及び管理に関する法律第２２条の６	30723	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環99	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ﾄﾞｳﾌﾞﾂﾉｱｲｺﾞｵﾖﾋﾞｶﾝﾘﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	23-4	第一種動物取扱業者に対する措置の命令	動物の愛護及び管理に関する法律第２３条第４項	30726	
5法_環100	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ﾄﾞｳﾌﾞﾂﾉｱｲｺﾞｵﾖﾋﾞｶﾝﾘﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	24の2-2	第一種動物取扱業者であった者に対する措置の命令	動物の愛護及び管理に関する法律第２４条の２第２項	30727	
5法_環101	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ﾄﾞｳﾌﾞﾂﾉｱｲｺﾞｵﾖﾋﾞｶﾝﾘﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	25-2	動物の飼養等に起因し、周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者への措置の命令	動物の愛護及び管理に関する法律第２５条第３項	30728	
5法_環102	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ﾄﾞｳﾌﾞﾂﾉｱｲｺﾞｵﾖﾋﾞｶﾝﾘﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	25-3	動物の飼養等に起因し、動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者への措置の命令	動物の愛護及び管理に関する法律第２５条第４項	30729	
5法_環103	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ﾄﾞｳﾌﾞﾂﾉｱｲｺﾞｵﾖﾋﾞｶﾝﾘﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	29	特定動物の飼養又は保管の許可の取消し	動物の愛護及び管理に関する法律第２９条	30730	
5法_環104	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する法律	ﾄﾞｳﾌﾞﾂﾉｱｲｺﾞｵﾖﾋﾞｶﾝﾘﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	32	特定動物の飼養者に対する措置の命令	動物の愛護及び管理に関する法律第３２条	30731	
5法_環105	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	愛玩動物看護師養成所指定規則	ｱｲｶﾞﾝﾄﾞｳﾌﾞﾂｶﾝｺﾞｼｮｳｾｲｼﾞｮｼﾃｲｷｿｸ	7	指定養成所の指定の取消し	愛玩動物看護師養成所指定規則第７条		
5法_環106	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法	ﾄﾁｸｼﾞｮｳﾎｳ	5-2	処理する獣畜、頭数の制限	と畜場法の施行に関する件（昭和28年厚生省発衛第250号）第2２	30732	
5法_環107	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法	ﾄﾁｸｼﾞｮｳﾎｳ	13-3	と殺場所、内臓等の取扱い方法、汚物処理方法等の指示	と畜場法の施行に関する件（昭和28年厚生省発衛第250号）第6３	30733	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環108	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法	ﾄﾁｸｼﾞｮｳﾎｳ	16	と殺等の禁止、と畜場の消毒等	●と畜場法の施行に関する件（昭和28年厚生省発衛第250号）第8 ●と畜検査実施要領（昭和47年環乳第48号）第10、第11	30734	
5法_環109	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法	ﾄﾁｸｼﾞｮｳﾎｳ	18	と畜場等の許可取消、使用停止等	と畜場法の施行に関する件（昭和28年厚生省発衛第250号）第8	30735	
5法_環110	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	と畜場法	ﾄﾁｸｼﾞｮｳﾎｳ	16	と殺、解体業務の禁止	と畜場法の施行に関する件（昭和28年厚生省発衛第250号）第8	30736	
5法_環111	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	ﾉｳﾘﾝｽｲｻﾝﾌﾞﾂｵﾖﾋﾞｼｮｸﾋﾝﾉﾕｼｭﾂﾉｿｸｼﾝﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	17-5	適合施設への改善要請又は認定取消し	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第１７条、第５３条	30755	
5法_環112	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	ﾉｳﾘﾝｽｲｻﾝﾌﾞﾂｵﾖﾋﾞｼｮｸﾋﾝﾉﾕｼｭﾂﾉｿｸｼﾝﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	53-5	立入拒否、虚偽答弁等による衛生証明書の取消し又は適合施設の認定取消し	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第１７条、第５３条	30756	
5法_環113	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	美容師法	ﾋﾞﾖｳｼﾎｳ	１０－２	業務の停止処分	・美容師法第７条に違反したとき ・美容師法第８条の規定に違反したとき ・美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるとき	30752	
5法_環114	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	美容師法	ﾋﾞﾖｳｼﾎｳ	１５	美容所の閉鎖命令	・美容師法第12条の3に違反したとき ・美容師法第13条に違反したとき ・美容師以外の物若しくは第10条第２項の規定による業務の停止処分を受けているものにその美容所において美容の業を行わせたとき ・美容師法第8条に違反したとき（ただし書き有り）	30753	
5法_環115	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	ﾕｳｶﾞｲﾌﾞｯｼﾂｦｶﾝﾕｳｽﾙｶﾃｲﾖｳﾋﾝﾉｷｾｲﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	6	家庭用品の回収命令等	・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第4条第1項又は第2項に規定する基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるとき	30754	
5法_環116	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	理容師法	ﾘﾖｳｼﾎｳ	10－２	業務の停止処分	・理容師法第6条の2に違反したとき ・理容師法第9条の規定に違反したとき ・理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるとき	30750	
5法_環117	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	理容師法	ﾘﾖｳｼﾎｳ	１４	理容所の閉鎖命令	・理容師法第11条の4に違反したとき ・理容師法第12条に違反したとき ・理容師以外の物若しくは第10条第２項の規定による業務の停止処分を受けているものにその理容所において理容の業を行わせたとき ・理容師法第9条に違反したとき（ただし書き有り）	30751	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環118	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	旅館業法	ﾘｮｶﾝｷﾞｮｳﾎｳ	７の２	施設の構造設備の改善命令	旅館業法第3条第2項に定める構造設備の基準に適合しなくなったとき	30742	
5法_環119	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	旅館業法	ﾘｮｶﾝｷﾞｮｳﾎｳ	７の２－２	営業者に対する公衆衛生上又は善良な風俗の保持上必要な措置の命令	公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長又は誘発を防止するため必要があると認めるとき	30742の2	
5法_環120	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	旅館業法	ﾘｮｶﾝｷﾞｮｳﾎｳ	７の２－３	許可を受けずに営業している者に対する営業の停止その他公衆衛生上又は善良な風俗の保持上必要な措置の命令	旅館業法の規定に違反して旅館業が営まれている場合であって、公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるとき	30742の3	
5法_環121	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	旅館業法	ﾘｮｶﾝｷﾞｮｳﾎｳ	8	営業許可の取消 営業の停止命令	・旅館業法若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき ・旅館業法第3条第2項第3号に該当するとき ・旅館業法第8条第1項第1～4号に掲げる罪を犯したとき	30743	
5法_環122	環境生活部	廃棄物対策課	使用済自動車の再資源化等に関する法律	ｼﾖｳｽﾞﾐｼﾞﾄﾞｳｼｬﾉｻｲｼｹﾞﾝｶﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	51-1	引取業者の登録の取消し等	使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第１項		
5法_環123	環境生活部	廃棄物対策課	使用済自動車の再資源化等に関する法律	ｼﾖｳｽﾞﾐｼﾞﾄﾞｳｼｬﾉｻｲｼｹﾞﾝｶﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	58-1	フロン類回収業者の登録の取消し等	使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第１項		
5法_環124	環境生活部	廃棄物対策課	使用済自動車の再資源化等に関する法律	ｼﾖｳｽﾞﾐｼﾞﾄﾞｳｼｬﾉｻｲｼｹﾞﾝｶﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	66	解体業の許可の取消し等	使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条		
5法_環125	環境生活部	廃棄物対策課	使用済自動車の再資源化等に関する法律	ｼﾖｳｽﾞﾐｼﾞﾄﾞｳｼｬﾉｻｲｼｹﾞﾝｶﾄｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	72	破砕業の許可の取消し等	使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条（同法第72条において準用）		
5法_環126	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ﾊｲｷﾌﾞﾂﾉｼｮﾘｵﾖﾋﾞｾｲｿｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	9の2-1①②④ 9の2の2-2 15の2の7①②④ 15の3-2	廃棄物処理施設設置許可者に対する施設の改善命令・使用停止命令・許可取消	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の実施等に関する要綱第６条第１項、第３項	30802	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環127	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ﾊｲｷﾌﾞﾂﾉｼｮﾘｵﾖﾋﾞｾｲｿｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	17の2-3 19の3-2 19の5-1	有害使用済機器保管等業者に対する改善命令及び措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の実施等に関する要綱第１０条	30807	
5法_環128	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ﾊｲｷﾌﾞﾂﾉｼｮﾘｵﾖﾋﾞｾｲｿｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	12-6③	マニフェスト関連義務違反に対する勧告に係る措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の実施等に関する要綱第５条	30801	
5法_環129	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ﾊｲｷﾌﾞﾂﾉｼｮﾘｵﾖﾋﾞｾｲｿｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	14の3②③ 14の3の2-2 14の6	施設基準不適合・事業者能力基準不適合・許可条件違反となった産業廃棄物処理業者に対する停止命令・業の許可取消	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の実施等に関する要綱第６条第２項、第３項	30803	
5法_環130	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ﾊｲｷﾌﾞﾂﾉｼｮﾘｵﾖﾋﾞｾｲｿｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	19の5-1①	不適正処分等を行った者に対する措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の実施等に関する要綱第８条	30805	
5法_環131	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ﾊｲｷﾌﾞﾂﾉｼｮﾘｵﾖﾋﾞｾｲｿｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	19の5-1②～⑤ 19の6-1	排出事業者等に対する措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の実施等に関する要綱第９条	30806	
5法_環132	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ﾊｲｷﾌﾞﾂﾉｼｮﾘｵﾖﾋﾞｾｲｿｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	19の10-2	事業を廃止した者等に対する措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の実施等に関する要綱第１１条	30808	
5法_環133	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ﾊｲｷﾌﾞﾂﾉｼｮﾘｵﾖﾋﾞｾｲｿｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	9の2-1③ 9の2の2-1②③ 14の3① 14の3の2-1⑤⑥ 14の6 15の3-1②③	違反行為者に対する停止命令・許可取消	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の実施等に関する要綱第１２条～第１７条	30809	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環134	環境生活部	廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ﾊｲｷﾌﾞﾂﾉｼｮﾘｵﾖﾋﾞｾｲｿｳﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	9の2の2-1① 14の3の2-1①～④ 14の6 15の3-1①	欠格要件該当者に対する許可取消	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の実施等に関する要綱第１８条、第１９条	30810	
5法_環135	環境生活部	消費生活・文化課	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	ｺﾞﾙﾌｼﾞｮｳﾄｳﾆｶｶﾜﾙｶｲｲﾝｹｲﾔｸﾉﾃｷｾｲｶﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	10	業者に関する必要な指示	●ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行について（平成5年5月19日5産局第135号）5､6､7 ●ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行に伴う事務処理について（平成5年5月19日5産局第136号）5（1）	31125	
5法_環136	環境生活部	消費生活・文化課	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	ｺﾞﾙﾌｼﾞｮｳﾄｳﾆｶｶﾜﾙｶｲｲﾝｹｲﾔｸﾉﾃｷｾｲｶﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	11-1	会員制事業者の業務停止命令	●ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行について（平成5年5月19日5産局第135号）5､6､7 ●ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行に伴う事務処理について（平成5年5月19日5産局第136号）5（1）、（2）､6（1）	31126	
5法_環137	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	7	訪問販売業者・役務提供事業者への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31101	
5法_環138	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	8-1	訪問販売業者・役務提供事業者への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31102	
5法_環139	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	14-1	通信販売に係る販売業者・役務提供事業者への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31103	
5法_環140	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	14-2	通信販売電子メール広告受託事業者への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31104	
5法_環141	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	15-1	通信販売に係る販売業者・役務提供事業者への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31105	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環142	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	15-2	通信販売電子メール広告受託者への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31106	
5法_環143	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	22	電話勧誘販売に係る販売業者・役務提供事業者への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31107	
5法_環144	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	23-1	電話勧誘販売に係る販売業者・役務提供事業者への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31108	
5法_環145	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	38-1	連鎖販売取引に係る統括者への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31109	
5法_環146	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	38-2	連鎖販売取引に係る勧誘者への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31110	
5法_環147	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	38-3	連鎖販売取引に係る一般連鎖販売業者への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31111	
5法_環148	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	38-4	連鎖販売取引電子メール広告受託者への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31112	
5法_環149	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	39-1	連鎖販売取引に係る統括者への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31113	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環150	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	39-2	連鎖販売取引に係る勧誘者への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31114	
5法_環151	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	39-3	連鎖販売取引に係る一般連鎖販売業者への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31115	
5法_環152	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	39-4	連鎖販売取引電子メール広告受託者への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31116	
5法_環153	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	46	特定継続的役務提供に係る役務提供事業者・販売業者への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31117	
5法_環154	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	47	特定継続的役務提供に係る役務提供事業者・販売業者への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31118	
5法_環155	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	56-1	業務提供誘引販売取引業者への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31119	
5法_環156	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	56-2	業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31120	
5法_環157	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	57-1	業務提供誘引販売取引業者への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31121	

〔様式５〕　処分基準（行政手続法適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式６【管理番号】	
5法_環158	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	57-2	業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31122	
5法_環159	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	58の12	訪問購入業者への必要措置の指示	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31123	
5法_環160	環境生活部	消費生活・文化課	特定商取引に関する法律	ﾄｸﾃｲｼｮｳﾄﾘﾋｷﾆｶﾝｽﾙﾎｳﾘﾂ	58の13-1	訪問購入業者への業務停止命令	「特定商取引法に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について」（令和4年1月4日消取引第1329号）	31124	
5法_環161	環境生活部	消費生活・文化課	不当景品類及び不当表示防止法	ﾌﾄｳｹｲﾋﾝﾙｲｵﾖﾋﾞﾌﾄｳﾋｮｳｼﾞﾎﾞｳｼﾎｳ	7 33-11	事業者に対する必要事項の措置命令	●懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年3月1日公正取引委員会告示第3号） ●一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年3月1日公正取引委員会告示第5号） ●不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針－不実証広告規制に関する指針－（平成15年10月28日公正取引委員会） ●不当な価格表示についての景品表示法上の考え方（平成12年6月30日公正取引委員会）	31127	